

福岡県公報

令和3年1月26日
第170号

目次

告示(第68号-第80号)

- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課) 1
 - 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂防課) 1
 - 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) 2
 - 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課) 2
 - 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
 - 県基幹統計調査の実施の一部改正 (調査統計課) 2
 - 道路の供用の開始 (道路維持課) 3
 - 保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 3
 - 生活保護法に基づく医療機関の指定 (保護・援護課) 3
 - 生活保護法に基づく指定医療機関の休止及び廃止 (保護・援護課) 4
 - 生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更 (保護・援護課) 4
 - 生活保護法に基づく施術者の指定 (保護・援護課) 5
 - 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止 (保護・援護課) 5
- ### 公告
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 5
 - 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 6
 - 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 6
 - 特定農業用ため池の指定 (農村森林整備課) 7

- 特定農業用ため池の指定の解除 (農村森林整備課) 7
- 換地を定めない土地の指定 (農村森林整備課) 7
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 8
- 落札者等の公示 (教育庁財務課) 8
- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (総合政策課) 9
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 9
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 9
- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (漁業管理課) 9

再掲

- 第10回福岡県議会臨時会の招集 (財政課) 10

告示

福岡県告示第68号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域(平成26年3月福岡県告示第270号)のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和3年1月26日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
梅林7丁目(1)	福岡市早良区梅林七丁目(別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第69号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域(平成26年3月福岡

県告示第271号)のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和3年1月26日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
梅林7丁目(1)	福岡市早良区梅林七丁目(別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第70号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和3年1月26日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
梅林7丁目(1)	福岡市早良区梅林七丁目(別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第71号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和3年1月26日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
梅林7丁目(1)	福岡市早良区梅林七丁目(別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面は福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第72号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年1月26日

福岡県知事職務代理者
福岡県副知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京 築 県 道		津 野 川 線	前	京都郡みやこ町犀川喜多良1718番2先から 京都郡みやこ町犀川喜多良2050番先まで	4.0 ～ 5.8	38.7
			後	京都郡みやこ町犀川喜多良1718番2先から 京都郡みやこ町犀川喜多良2050番先まで	4.0 ～ 12.7	38.7

福岡県告示第73号

県基幹統計調査の実施(平成21年10月福岡県告示第1556号)の一部を次のように改正

する。

令和 3 年 1 月 26 日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

「3月に公表する」を「3月に公表する。ただし、国勢調査が実施される年度は、総務省による国勢調査の人口速報集計の公表後、速やかに公表する」に改める。

「県ホームページへの掲載（ふくおかデータウェブ）並びに調査統計課資料室、県民情報センター及び県立図書館」を「県ホームページへの掲載（福岡県オープンデータサイト）並びに調査統計課資料室、県民情報センター、県立図書館及び県立公文書館」に改める。

福岡県告示第74号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年1月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 1 月 26 日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	富多 大城線	久留米市北野町金島1247番18先から 久留米市北野町金島1265番3先まで

福岡県告示第75号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和 3 年 1 月 26 日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

- 1 指定施業要件変更森林の所在場所
田川郡赤村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び赤村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第76号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和 3 年 1 月 26 日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日

筑生113	鶴丸眼科	筑後市大字前津60番1号	R2・6・1
宗遠生28	しょうこ・女性クリニック	遠賀郡岡垣町野間二丁目16番6号	R3・1・12
大生歯226	山下浩歯科医院	大牟田市大字手鎌1063	R2・11・1
飯生歯175	飯塚ヒロ歯科口腔外科	飯塚市飯塚18-27 大庭医院2F	R3・1・7
行生歯89	いでぐち歯科医院	行橋市大字高瀬221-5	R2・12・1
大野生薬92	がじゅまる薬局	大野城市紫台2番11号	R3・1・1
朝倉生薬61	こたべ調剤薬局 甘木店	朝倉市甘木1603-4	R2・12・1
朝倉生薬60	こたべ調剤薬局 甘木・石の橋店	朝倉市堤947-6	R2・12・1
小生薬56	スカイメディカル津古薬局	小郡市津古1123-5	R3・1・1
八女生訪6	訪問看護ステーション はばたき	八女市吉田1540番地5	R2・5・1
大生訪25	坂本内科訪問看護ステーション	大牟田市黄金町一丁目294番地	R2・12・1

福岡県告示第77号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和3年1月26日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 休止

指定番号	名称	所在地	休止年月日
北生歯55	堤歯科医院	糟屋郡志免町志免一丁目22-15	R2・11・26

嘉麻生訪10	訪問看護ステーション ゆたか	嘉麻市鴨生532	R2・12・14
--------	----------------	----------	----------

2 廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
筑生110	鶴丸眼科	筑後市大字前津60-1	R2・5・31
大生歯117	山下浩歯科医院	大牟田市大字手鎌1063	R2・10・31
行生歯7	井手口歯科医院	行橋市大字高瀬221-5	R2・11・30
像生薬70	徳重調剤薬局	宗像市徳重一丁目10-18	R2・11・30
朝倉生薬10	こたべ調剤薬局 甘木店	朝倉市甘木1603-4	R2・11・30
朝倉生薬18	こたべ調剤薬局 甘木・石の橋店	朝倉市堤947-6	R2・11・30
福津生訪4	訪問看護ステーション メルシー	福津市福岡駅東一丁目3-5-201	H27・12・31
南筑後生訪3	訪問看護ステーション はばたき	八女郡広川町大字新代601-3	R2・4・30
飯生訪14	訪問看護ステーション なでしこ飯塚	飯塚市吉原町6-1 あいたウン3F	H27・8・24
飯生訪19	あわーず福岡飯塚訪問看護リハステーション	飯塚市中475-3	R2・12・31

福岡県告示第78号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和3年1月26日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
行生97	木村医院	行橋市中央二丁目8-7	行橋市中央二丁目8-25	R2・12・10
春生訪6	訪問看護ステーション 光	春日市春日二丁目27	春日市春日一丁目40番地	R2・6・1

福岡県告示第79号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和3年1月26日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
み生柔28	松尾 充 (いなほ整骨院)	みやま市瀬高町下庄1534-1	R2・5・11
南筑後生柔15	原 広大	久留米市津福今町361-9-107	R2・12・17
北筑後生柔13	森田 慎一	三井郡大刀洗町大字甲条2023-1	R2・3・1
大生はき18	田尻 雄太郎 (さんせつと鍼灸院)	大牟田市笹林町一丁目1-13 OTT笹林202号	R2・12・2
筑紫生はき28	中嶋 由衣	福岡市南区大橋一丁目8-1-712	R2・12・23
北筑後生はき3	地福 久美子 (ゆう鍼灸院)	朝倉郡筑前町東小田448-2	R2・12・1

福岡県告示第80号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者

の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和3年1月26日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
田生マ40	古石 一枝	田川市伊加利1908-1-731	R2・11・30
北筑後生柔3	藤尾 良輔	三井郡大刀洗町大字甲条2023-1	R2・2・29

公 告**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年1月26日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和2年12月23日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 サンリブのおがた

(2) 所在地 直方市大字知古756番地

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社サンリブ 代表取締役 佐藤 秀晴 北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号	株式会社サンリブ 代表取締役 菊池 毅 北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社サンリブ 代表取締役 佐藤 秀晴 北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号 外9社	株式会社サンリブ 代表取締役 菊池 毅 北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号 外9社

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年1月26日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和2年12月22日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	変更後

(仮称) ドラッグコスモス那珂川中原店 那珂川市中原町122、123、124、125、126、 141、142、143、144-2、145-2	(仮称) ドラッグコスモス那珂川中原店 那珂川市中原三丁目122、123、124、125、 126、141、142、143、144-2、145-2
---	---

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和3年1月26日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和2年12月23日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ビバモール赤間

(2) 所在地 宗像市大字田久字鍵分642-1 外

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社LIXILビバ 代表取締役 渡邊 修 埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目13番1号	株式会社ビバホーム 代表取締役 渡邊 修 埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目13番1号

4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社イズミ 山西 泰明 広島県東区二葉の里三丁目3番1号 外20社	株式会社ビバホーム 代表取締役 渡邊 修 埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目13番1号 外9社 その他未定

公告

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定に基づき、特定農業用ため池を指定したので、同条第3項の規定により次のように公示する。

令和3年1月26日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

特定農業用ため池の名称	所在地	指定年月日
土器田池	北九州市小倉南区大字横代202	令和3年1月7日
菰池	北九州市八幡西区大字馬場山14	令和3年1月7日
畑ヶ池	北九州市小倉南区大字沼1389	令和3年1月7日
大佛蔵池	北九州市門司区大字恒見493	令和3年1月7日
浦の田上池	北九州市若松区大字蟻住317	令和3年1月7日
双六盤下池	北九州市若松区大字弘川736	令和3年1月7日
岩崎池	北九州市小倉南区大字石田36 外	令和3年1月7日
清水池	北九州市小倉南区横代南町3-1503-1	令和3年1月7日
新池	北九州市小倉南区舞ヶ丘1-415-1 外	令和3年1月7日
六反田池	北九州市小倉南区大字横代1821	令和3年1月7日
岩河内池	北九州市小倉南区大字横代168	令和3年1月7日
赤達池3	北九州市小倉南区大字志井543	令和3年1月7日
井ノ谷池（清水池）	北九州市小倉南区大字志井1398-3 外	令和3年1月7日

岩倉新池	北九州市小倉南区大字志井905	令和3年1月7日
上山田池	北九州市小倉南区大字沼1540	令和3年1月7日
山田旧池	北九州市小倉南区大字朽網1834	令和3年1月7日
傘松池	北九州市小倉南区大字母原741 外	令和3年1月7日
亀の甲下池	北九州市小倉南区大字木下194	令和3年1月7日
小松尾下池	北九州市八幡西区大字金剛字小松尾722	令和3年1月7日
新池	不明 ただし、京都郡苅田町大字提3060-1、3088、3089-1、3090、3062、3060-2、3063、3064-2又は3089-2の一部	令和3年1月7日

公告

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定に基づき指定した特定農業用ため池のうち、次の特定農業用ため池の指定を解除したので、同条第5項において準用する同条第3項の規定により公示する。

令和3年1月26日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

特定農業用ため池の名称	所在地	解除年月日
烏帽子大池	福岡市城南区七隈八丁目19番地2	令和3年1月7日
吉ヶ浦池	太宰府市高雄六丁目4238-1	令和3年1月7日
牛水溜池	糸島市東2245 外1筆	令和3年1月7日
柱本池	糸島市志摩東貝塚631	令和3年1月7日
測浦池	糸島市志摩野北2413	令和3年1月7日
山添池	糸島市志摩小金丸88	令和3年1月7日
宗田池	糸島市志摩桜井2001	令和3年1月7日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業浮羽地区持木換地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、換地を定めない土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

令和3年1月26日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

市町村	大字	字	地番	地目	地積（平方メートル）
うきは市	浮羽町妹川	落合田	1085-4	田	861のうち101
うきは市	浮羽町妹川	中持木	1092-1	田	198のうち145
うきは市	浮羽町妹川	中持木	1093	田	1056のうち132
うきは市	浮羽町妹川	落合田	1085-7	雑種地	131
うきは市	浮羽町妹川	中持木	1097-1	田	509のうち347
うきは市	浮羽町妹川	中持木	1097-2	田	240のうち89
うきは市	浮羽町妹川	中持木	1109	畑	152のうち8
うきは市	浮羽町妹川	中持木	1088-7	雑種地	57
うきは市	浮羽町妹川	中持木	1088-9	雑種地	40
うきは市	浮羽町妹川	中持木	1092-2	雑種地	152
うきは市	浮羽町妹川	中持木	1092-3	田	72
うきは市	浮羽町妹川	中持木	1088-1	田	2212のうち186
うきは市	浮羽町妹川	中持木	1088-2	田	384のうち21
うきは市	浮羽町妹川	中持木	1088-3	畑	62のうち52
うきは市	浮羽町妹川	中持木	1088-8	田	67のうち39
うきは市	浮羽町妹川	中持木	1091	田	265のうち98
うきは市	浮羽町妹川	中持木	1110	田	595のうち199

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年1月26日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡粕屋町仲原二丁目1982番1及び1982番6から1982番11まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市南区桧原七丁目56番17号

株式会社サン・プラザホーム

代表取締役 吉川 元美

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和3年1月26日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 契約に係る特定役務の名称

人事給与システム運用保守業務委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県教育庁教育総務部財務課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

令和2年4月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

T I S株式会社 インダストリー事業統括本部 産業公共事業本部 産業ビジネ

ス第2事業部 九州支社

(2) 住所

福岡市博多区博多駅東二丁目5番1号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

40,700,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1(b)及び(d)に該当

公告

福岡県特定住宅用地譲渡認定事務処理規則の一部を改正する規則案について、次のとおり意見を募集します。

令和3年1月26日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 意見募集期間

令和3年1月26日から令和3年2月26日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県企画・地域振興部総合政策課に備え置きます。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年1月26日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

9 1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫野市二日市西二丁目817番16から817番20まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

筑紫野市二日市西二丁目8番5号

谷 久雄

筑紫野市二日市西二丁目7番21号

谷 健一郎

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年1月26日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市志登字ハスハ337番8及び337番9

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市西区周船寺三丁目11番52-202

平田 裕介、平田 梨早

公告

福岡県漁船法施行細則の一部改正案について、次のとおり意見を募集します。

令和3年1月26日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

1 意見募集期間

令和3年1月26日から令和3年2月26日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県農林水産部水産局漁業管理課に備え置きます。

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第28号の1

次の事件付議のため、第10回福岡県議会臨時会を令和3年1月15日午前11時福岡県議会議事堂に招集する。

令和3年1月14日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 令和2年度福岡県一般会計補正予算（第10号）